

各自治体からの質疑事項等

令和2年3月

全国生活衛生・食品安全関係主管課長会議

目次

- ・ 製菓衛生師養成施設の教員について……………1
（岡山県）
- ・ 乳等省令における水牛乳に係る規格基準について……………2
（千葉県）
- ・ 器具又は容器包装のポジティブリスト制度について……………3
（大阪市）
- ・ 指定おもちゃについて……………4
（大阪市）
- ・ 食品取扱者の検便について……………5
（静岡県）
- ・ ふぐ処理者認定基準について……………6
（大阪府）
- ・ 食品衛生法の運用の照会窓口について……………7
（岡山県）
- ・ 食品衛生申請等システムに関して、その内容と稼働に向けてのスケジュールについて……………8
（徳島県）
- ・ 食品衛生法改正関係について……………9
（香川県）
- ・ 以前、過去の通知の廃止に関する照会の整理結果等について……………10
（香川県）
- ・ 届出営業の食品衛生責任者の対象について……………11
（川口市）
- ・ 条例で定める公衆衛生上必要な措置に違反する場合の行政処分等の可否について……………12
（大阪市）
- ・ 自主回収報告制度に係る届出者について……………13
（大阪市）
- ・ 食品衛生法第50条の2第3項について……………14
（佐世保市）
- ・ 法改正後の許可の要否について……………15
（千代田区）
- ・ 理容師養成施設及び美容師養成施設の指定について……………16
（宮城県）

- ・浴場（旅館業）における衛生等管理要領の改正内容に係る各自治体からの疑義照会等について……………17
（高知県）
- ・旅館業法における客室の「鍵」の取扱について……………18
（札幌市）
- ・旅館業法における玄関帳場等の共用について……………19
（札幌市）
- ・性同一性障害等における公衆浴場の男女混浴について……………20
（名古屋市）

【自治体名】 岡山県

【質疑・要望等事項】 製菓衛生師養成施設の教員について

【内容（具体的に）】

「製菓衛生師法の一部改正について」の2（4）に専任教員について規定されているが、同一校の異なる養成課程において、重複して専任教員として勤めることは可能と考えてよいか。（労働基準法の範囲内で運用しているものとする）また、可能である場合、重複する専任教員の人数に制限はないか。

【回答】

不可です。

関係通知（平成 27 年 3 月 31 日食安発 0331 第 11 号）において、専任教員は以下のとおり示されています。

イ 専任教員とは、他に常勤の職を有しない教員をいい、次のような職務を兼ねることはできないこと。

- a 他の学校における常勤の教職員
- b 同一設立者が別に開設している学校の専任教員
- c 官公庁、病院、事業所等の常勤職員

【自治体名】 千葉県

【質疑・要望等事項】 乳等省令における水牛乳に係る規格基準について

【内容（具体的に）】

令和元年 6 月 3 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において示された、乳等省令における水牛乳に係る規格基準について今後の改正スケジュールをお示しいただきたい。

【回答】

本改正省令については本年 6 月に公布予定です。現在食品健康影響評価について食品安全委員会と調整を進めているところです。食品安全委員会からの答申を受けた後、年度明け頃に案文のパブリックコメントを実施する予定です。

【質疑・要望等事項】 器具又は容器包装のポジティブリスト制度について

【内容（具体的に）】

令和2年1月20日に開催された「食品衛生法等の一部を改正する法律の政省令等に関する説明会」において、ポジティブリストの経過措置として、ポジティブリスト（告示）の規格が未整備の物質の使用を、施行日以降も一定期間認める猶予期間を設定する予定である旨の説明がなされたところである。この場合、令和2年施行の食品衛生法第50条の4第1項に関しては経過措置の規定は設けられていないが、経過措置期間中に規格が未整備の物質が使用された器具又は容器包装を販売する際に、同項第1号で規定する「第18条第3項に規定する政令で定める材質の原材料について、同条第1項の規定により定められた規格に適合しているもののみを使用した器具又は容器包装であること」の販売の相手方への説明はどのように行うこととなるのか。また、同様に規格が未整備の物質が使用された器具又は容器包装を製造する場合にあっては、法第50条の3第1項の規定により定める公衆衛生上必要な措置の基準は遵守しなければならないのか。

【回答】

経過措置期間に、ポジティブリストの経過措置の対象となる法第18条第3項に規定する政令で定める材質（合成樹脂）の原材料が使用された器具又は容器包装に関して法第50条の4の規定に基づき伝達される情報は、経過措置の対象となる器具・容器包装及びその原材料であることを確認できる情報になると考えています。

また、同措置の対象となる法第18条第3項に規定する政令で定める材質（合成樹脂）の原材料が使用された器具又は容器包装を製造する営業者は、法第50条の3第1項に基づく一般衛生管理及び適正製造管理の基準に沿って公衆衛生上必要な措置を講じる必要があります。その際、当該経過措置の対象であることが事後的に確認できるよう原材料等の管理を行うなど、経過措置に合わせた適切な製造管理が行われる必要があると考えます。

【自治体名】 大阪市

【質疑・要望等事項】 指定おもちゃについて

【内容（具体的に）】

問 3年施行の食品衛生法（以下、法という。）第57条第1項の規定により、政令で定める許可を要する営業若しくは公衆衛生に与える影響が少ない営業以外の営業については都道府県知事等への届出が義務付けられる。当該届出に関しては、法第68条第1項並びに第3項により「乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ（以下、指定おもちゃという。）」や「営業以外の場合で学校、病院その他の施設においてに不特定又は多数の者に食品を供与する施設（以下、集団給食施設という。）について準用規定が設けられている。集団給食施設については、施行通知において上記の準用規定により届出を要する旨が記載されているが、指定おもちゃに関しては特段言及されておらず、3年施行の食品衛生法施行令第35条の2で規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業に含まれていないことから、集団給食施設と同様に届出を要するものと考えられるが、指定おもちゃの製造、輸入又は販売のいずれを行う場合に法第57条第1項の規定による届出を要するのか御教示願いたい。

【回答】

指定おもちゃの製造、輸入又は販売については、ポジティブリスト制度導入に伴いその製造管理等を確認するために届出対象とした器具又は容器包装の製造と異なり、今回の法改正による規制内容に変更はないことから届出不要と整理しています。

【質疑・要望等事項】 食品取扱者の検便について

【内容（具体的に）】

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について（令和元年11月7日付け生食発1107第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）中の、2-5食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理（施行規則別表第17関係）イ法令の趣旨及び内容等において、「都道府県知事等による食品等取扱者について検便を受けるべき旨の指示は、食品衛生上必要な健康状態を把握する場合には限り行うこと」、また、口運用上留意すべき事項（1）において、「食品取扱者等の衛生管理における検便は、毎日の健康確認を補完するものとして取り扱うこと」とされた。一方、大量調理マニュアルの調理従事者等の衛生管理においては、調理従事者等は、「定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること」とされている。

1 大量調理マニュアルの検便に係る規定は、都道府県等による指示によるものではなく、毎日の健康確認を補完するものとして事業者自らが自主的に行う検便の回数を月1回以上と規定しているとの理解でよいか。

2 1を鑑み、各自治体が、事業者自らが行うべき検便回数を、条例施行通知、監視指導要領等に規定することは、可能であるとの理解でよいか。

3 大量調理マニュアルの検便に係る規定を、改正する予定はあるか。

【回答】

1 貴見のとおりです。

2 改正後の食品衛生法第50条の2第3項は、「都道府県知事等は・・・第一項の規定に定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる。」としていますので、条例を制定するに当たって①第1項の基準の適合性と②条例を定める必要性について検討する必要があります。①及び②については、単に法令と制定しようとする条例の条文を比較するのではなく、法令及び制定しようとする条例の目的及び趣旨を勘案して検討をする必要があります。

食品衛生法の目的は「食品の安全性の確保ために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止」することであり、無制限に規制を行うことではないため、規制に関する規定を設けるに当たっては、規制の必要性に加え、規制の相当性も求められることとなります。食品衛生法施行規則別表第17においては、都道府県知事等から指示があった際に、営業者は食品等取扱者に対して検便を受けさせることとしており、施行通知においても検便は毎日の健康確認を補完するものとして取り扱うこととしていることから、検便の実施に関する規定の趣旨は、都道府県知事等から指示があった際の実施を求めることとしたものであり、定期的な実施を求めるものではありません。

他方、別表第17第7号ロは「都道府県知事から食品等取扱者について検便を受けるべき旨の指示」があった場合としており、当該指示について都道府県知事が検便の頻度を包括的に指示することを禁じることまでは読めないと思われま

す。
条例制定にあたっては、規制の必要性と相当性を精査の上、適切に対応するようお願いいたします。

3 現状、改正する予定はありません。

【自治体名】大阪府

【質疑・要望等事項】ふぐ処理者認定基準について

【内容（具体的に）】

令和元年10月31日付生食発1031第6号「ふぐ処理者の認定基準について」に基づきふぐ処理者の認定基準を満たした者については、全国で取扱いを統一する必要がある。各自治体の制度間調整をするため、全国担当者会議を開催していただきたい。

【回答】

都道府県等において認定基準を適切に運用いただけるよう、都道府県等において定めるべき事項を整理し、3月中にガイドライン通知の発出することを予定しております。これにより、都道府県等において条例改正等により平準化が進むことを期待しています。

また、見直し状況については、令和3年度を目途に見直し状況等を調査する予定にしていますが、都道府県等間で調整が必要な事項がありましたら、担当までお知らせ下さい。

【自治体名】 岡山県

【質疑・要望等事項】 食品衛生法の運用の照会窓口について
【内容（具体的に）】 施設基準の条例改正や許可の要否の運用等について、今後、さまざまな疑義が生じることが想定される。については、疑義内容別にどちらの係や担当窓口にも、また、どのような手段で照会を行えばよいか一覧で示していただきたい。
【回答】 施設基準の条例改正や許可の要否の運用等については、食品監視安全課宛て、電話やメール等により御照会ください。

【自治体名】徳島県

【質疑・要望等事項】食品衛生申請等システムに関して機能追加・改修の検討を開始されるとのことであるが、その内容と稼働に向けてのスケジュールはどのようなになるか。

【内容（具体的に）】

令和2年1月20日に開催された食品衛生法等の一部を改正する法律の政省令等についての説明会において、食品衛生申請等システムに関して、機能追加・改修の検討を開始するとのことの説明があった。追加される機能は、現行許可対象業種から新制度下における届出対象業種の自治体システムからのデータ取込、監視指導結果及び収去検査結果等の登録機能、スマホからの届出対応等があげられているが、登録、集計を行うことができる内容等及び稼働までの具体的なスケジュールについてお示し願いたい。

【回答】

食品衛生申請等システムの機能追加改修については、令和2年度中に、CSV入力機能を設け各自治体からのデータ取込を可能とすること、スマートフォンからの営業届出を可能とすること、監視指導結果の登録を可能とすること等を予定しています。登録、集計を行うことができる内容は、営業許可、届出等の場合は受入テストで入力している項目となります。また、監視指導等の場合は、衛生行政報告例等で登録している項目を想定しています。

【自治体名】香川県

【質疑・要望等事項】食品衛生法改正関係について

【内容（具体的に）】今回の食品衛生法改正に関するQ&Aについては、いつ頃に発出する予定としているのか

【回答】

平成30年の食品衛生法の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理に関するQ&Aを平成30年8月に作成し、厚生労働省ホームページに掲載しているところですが、今後随時更新します。営業規制に関するQ&Aについても、今後作成します。

また、食品用器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関する情報は、現在、厚生労働省ホームページに関連資料や「これまでに厚生労働省に寄せられた主な質問に関する説明」としてQ&Aを掲載しております。

【自治体名】香川県

【質疑・要望等事項】以前、過去の通知の廃止に関する照会があったが、いつ頃を目途に整理結果等を示していただけるのか。

【回答】

通知の整理結果については、準備ができ次第早急にお示しします。

【自治体名】川口市

【質疑・要望等事項】届出営業の食品衛生責任者の対象について

【内容（具体的に）】

改正後の食品衛生法施行規則別表第 17 で許可営業を準用して届出営業についても、食品衛生責任者等の選任をすることとなっている。また、令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」において簡易な食品の加工及び簡易な包装による販売を含めた野菜果実販売業も営業届出対象としている。今まで届出対象としてこなかった八百屋などに対して、食品衛生責任者の資格を取得させ、届出をさせることは非常に困難であると考えている。今後、緩和する措置などは考えていないか？

【回答】

現状、食品衛生責任者等の選任を要する業種の範囲を緩和する措置等は検討していません。新たに届出対象となる事業者に対しても、改正法の周知、指導等よろしくをお願いします。なお、食品衛生責任者の選任に関する規定は届出業者に対して準用するものではなく、法第 50 条の 2 第 1 項に規定する営業を行う者の中に届出業者が含まれるというものですので、念のため申し添えます。

【自治体名】 大阪市

【質疑・要望等事項】 条例で定める公衆衛生上必要な措置に違反する場合の行政処分等の可否について

【内容（具体的に）】

2年施行の食品衛生法第50条第2項の規定では、営業者が遵守するのは自らが定めた「公衆衛生上必要な措置」とされており、「公衆衛生上必要な措置」を定めるにあたっては同条第1項の基準に従うこととされている。2年施行の同条の2第3項の規定により、「公衆衛生上必要な措置」については、厚生労働省令で定めた基準に反しない限り、地域の状況に応じて、追加的な規定を条例で置くことは可能とされているが、その遵守義務は規定されていないことから、条例で「公衆衛生上必要な措置」を規定する場合、遵守規定に関しても併せて条例で規定する必要があるのか。

【回答】

条例で「公衆衛生上必要な措置」を規定する場合、遵守規定に関しても併せて条例で規定する必要があります。

【自治体名】 大阪市

【質疑・要望等事項】 自主回収報告制度に係る届出者について

【内容（具体的に）】

3年施行の食品衛生法（以下、法という。）第58条第1項の規定に基づく食品等の回収に着手した際の届出に関しては、施行通知において、営業者が届出を行う都道府県知事等は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等に限られないとされているが、本制度は健康被害等につながるおそれのある情報についての報告を求めており、原因究明や再発防止等に係る迅速な対応を要する場合も想定される。そのため、営業者が届出を行う都道府県知事等は一義的には製造所所在地を所管する都道府県知事等に報告すべきであると思われ、実際の運用にあたっては、そのような対応とすべきであると考えがいかがか。（平成30年8月に開催された「食品衛生法等の一部を改正する法律の説明会」において、当時の監視安全課長らは本市と同様の見解である旨の回答を得ている。）また、食品表示法の規定に基づく回収に係る報告に関しても同様とすべきであると考えがいかがか。

【回答】

自主回収に係る届出先となる都道府県知事は、本社などの主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に限られず、例えば、自主回収を担当する品質管理部門が別の都道府県にある場合、当該部門を管轄する都道府県知事に対して届け出て差し支えありません。営業者が自主回収を行う際には、最も効率的に回収し、報告することのできる方法をとるよう指導方お願いします。食品表示法の規定に基づく回収に係る報告に関しては、消費者庁において検討しています。

【自治体名】 佐世保市

【質疑・要望等事項】 食品衛生法第 50 条の 2 第 3 項について

【内容（具体的に）】

第 1 項の規定により定められた基準に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができる”とあるが、これは地域の特殊な事情などにより、やむを得ず条例で定めることを想定しているのか。また、どのような規定が基準に反することになるのか例示してほしい。

【回答】

食品衛生法第 50 条の 2 第 3 項の規定に基づき定める条例は、地域の特殊な事情などにより、やむを得ない場合に限り定めるものではありません。また、同項の規定に基づき定められる条例において、法第 50 条の 2 第 1 項各号の規定に基づき定められた基準と比較して緩やかな規定を定めることはできません。なお、条例を制定するに当たって①第 1 項の基準の適合性と②条例を定める必要性について検討する必要があります。

【自治体名】 千代田区

【質疑・要望等事項】 法改正後の許可の要否について

【内容（具体的に）】

食品に直接接触する部分を自動的に洗浄する機能を有する自動販売機を施設従事者が操作し、器具に入れられた状態の食品を客に提供する営業形態は、飲食店営業になるのか、届け出による自動販売機になるのか、見解を示されたい。

【回答】

従事者が自動販売機を操作して食品を提供する場合も、自動販売機が屋内に設置されている等、通常の調理機能を有する自動販売機により食品を提供する営業と同様の届出の要件を満たしていれば、届出として取り扱っていただいても差し支えありませんが、他の業種の営業許可取得状況等を勘案して、個別に御判断ください。

【自治体名】宮城県

【質疑・要望等事項】理容師養成施設及び美容師養成施設の指定について

【内容（具体的に）】

養成施設指定規則において、「単位制を導入し、1回あたりの授業時間を50分とする養成施設においては、最低36回の授業を行わなければ1単位の修得が得られないこと。」が示されていますが、当県において、養成施設の指定等に関する事務の権限が都道府県知事に移譲される以前に指定を受けた単位制の養成施設は、全て「1回あたりの授業時間が50分であり、30回の授業を行うことで1単位の修得が得られること。」としています。指導監督を実施するにあたり、県内養成施設の公平性の観点で苦慮していることから、改めて考え方を示されたい。

【回答】

理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則別表第1の備考にある「30時間から45時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。」という規定は、「理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則の一部を改正する省令」（平成20年2月29日厚生労働省令第21号）第1条及び第2条により設けられたものですが、本規定について特段の経過措置は設けられていないことから、本改正前に指定を受けた養成施設についても適用されます。

【自治体名】 高知県

【質疑・要望等事項】 浴場（旅館業）における衛生等管理要領の改正内容に係る各自治体からの疑義照会等について

【内容（具体的に）】

令和元年9月19日付け公衆浴場（旅館業）における衛生等管理要領の改正内容について、各自治体から厚生労働省に対して行われた疑義照会等の内容及び回答をとりまとめることが可能であれば、各自治体に情報提供をお願いしたい。

【回答】

衛生等管理要領は、いただいたご意見を踏まえ改正しているものです。改正後の衛生等管理要領について、質問が多く寄せられる質問がありましたら、回答を共有する等の対応を検討させていただきます。

【自治体名】札幌市

【質疑・要望等事項】 旅館業法における客室の「鍵」の取扱について
【内容（具体的に）】 省令第4条の3第2号において、「適切な鍵の受渡し」とあるが、当該基準に適合するためには、鍵の受け渡しが必須か。施錠設備を有しない場合は、鍵の受け渡しが無くてもよいか
【回答】 施錠設備を有しない場合には、鍵の受け渡しは無いと考えられるが、宿泊者の安全や利便性確保のためにも客室は施錠設備を有することが好ましいと考えます。施設設備の実態に応じて、指導願います。

【自治体名】札幌市

【質疑・要望等事項】旅館業法における玄関帳場等の共用について

【内容（具体的に）】

平成 29 年 12 月 15 日付け生食発 1215 第 3 号の通知において 1 (2) で示された「共同して一の玄関帳場を設置して」とは、既存の簡易宿所営業施設（以下、施設 A）に設置されている玄関帳場に、別の事業者の簡易宿所営業施設(以下、施設 B)が玄関帳場機能のみ加わることについても含まれると解釈してよろしいか。そもそも施設 A の玄関帳場であり、当然ながら施設 A の設備となるところである。このため、施設 A が玄関帳場を施設 B に供用したのち、仮に施設 A が営業を停止もしくは施設 A、B 間の契約が破棄された場合、施設 B は事実上玄関帳場機能を有しなくなり、許可要件の構造設備基準を満たさなくなってしまうことが想定される。よって、施設 B のような事例を許可してよいか疑義が生じたため問い合わせるものである。

【回答】

施設 A に設置されている玄関帳場に、施設 B の玄関帳場機能のみを加えることについては差し支えないと考えます。

【自治体名】 名古屋市

【質疑・要望等事項】 性同一性障害等における公衆浴場の男女混浴について
【内容（具体的に）】 性同一性障害等により生物学的性別と性別に対する自己意識又は自己認知が一致しない者が公衆浴場を利用する場合における男女混浴に対する貴省の考え方をご教示いただきたく存じます。
【回答】 性同一性障害等であることを浴場事業者が判断することは困難ですので、何らかの規制を強いることは難しいと考えています。必要に応じて家族風呂の利用を勧めていただく等のご対応をお願いします。